

【第7号議案】

「日本司法福祉学会弔事規程」の制定を提案する。

本学会は、学会活動に多大な貢献をした会員の弔事に際し、学会名で弔意を表すため以下のとおり弔事に関する基準を定める。ただし、適用については遺族の意向を尊重する。

日本司法福祉学会弔事規程

第1条（範囲）

- 1 現在会に在籍する名誉会員、元会長に対しては、弔電を送る
- 2 現会長に対しては、弔電と生花（花輪もしくは花籠）を送る
- 3 その他、弔意を示すことが必要と考えられる会員・元会員については、会長の判断で、事前または事後に理事会の了承を得て、相応の弔意を表す。

第2条（費用）

電報を送る場合は 5,000 円を、生花を送る場合は 20,000 円を概ねの上限として当学会が支出する。

第3条（儀式・式典への参列）

- 1 儀式・式典等に当学会から参列者を派遣する必要があるについては、会長が判断し事前または事後に理事会の了承を得る。
- 2 参列者は交通費を学会に請求することができる。

第4条（学会誌及びホームページへの掲載）

理事会が必要と判断した場合、当該弔事について学会誌及びホームページにこれを掲載する。

第5条（遺族の意向の尊重）

本規程の実施に当たっては、遺族の意向を尊重するものとする。

付則

この規程は 2020 年 11 月 1 日から施行する。

〔制定の理由〕

学会発足後 20 年が経過し、発足と会の活動に多大な貢献のあった名誉会員等の訃報が一昨年、昨年と相次いだ。今までは、故人の葬儀への対応につきその都度、理事会で判断してきた。しかし、公平性のため規程を制定し一定の指針を定めておく必要がある。